

【新規申請】

＜申請に必要な書類（全員）＞

	書類名称	備考
☐	①小児慢性特定疾病医療費支給申請書兼同意書（様式第1号）	・吹田市所定の様式を使用してください。 掲載場所：吹田市ホームページ
☐	②小児慢性特定疾病医療意見書	・意見書提出日が申請日となります。 ・指定医に作成を依頼してください。 ・意見書の有効期限は、申請日から3か月以内に発行されたものです。 ・意見書の様式は疾病ごとに異なります。 掲載場所：小児慢性特定疾病情報センター
☐	③健康保健の確認できる書類 （受診者の加入している医療保険によって必要な範囲が異なります。）	1 現行の健康保険証 2 資格情報のお知らせ 3 資格確認書 4 マイナポータルの資格情報画面を紙で出力したもの 5 マイナ保険証＋マイナポータルの資格情報画面（スマートフォン） 被用者保険（協会けんぽ・健康保険組合・共済組合等）の場合 →受診者本人の健康保険の確認できる1～5の書類 国民健康保険組合（吹田市国保、業種別国民健康組合等）の場合 →同じ医療保険にご加入の方全員の健康保険の確認できる1～5の書類
☐	④小児慢性特定疾病医療費助成の申請に来られた方へ	・吹田市所定の様式を使用してください。 掲載場所：吹田市ホームページ
☐	⑤前市の受給者証の写し	・転入による新規申請の場合のみ必要です。

⑦、⑧も参照してください

＜該当する方のみ必要な書類＞

	書類名称	備考
☐	⑥医療意見書別紙	【対象：重症患者、人工呼吸器等装着者認定基準に該当する方】 ・吹田市所定の様式を使用し、指定医に作成を依頼してください。 ・意見書の有効期限は、申請日から3か月以内に発行されたものです。 掲載場所：吹田市ホームページ
☐	⑦保険者照会用同意書	【対象：国民健康保険（業種別※吹田市国保は対象外）にご加入の方】 ・吹田市所定の様式を使用してください。 掲載場所：吹田市ホームページ
☐	⑧課税証明書 ★課税証明書の年度★ 申請日が4月～6月→前年度の課税証明書 申請日が7月～3月→当年度の課税証明書	【対象1：国民健康保険（業種別※吹田市国保は対象外）にご加入の方】 ・申請者と同じ医療保険にご加入の方全員分が必要です。 ・16歳未満で無収入の方は提出不要です。 【対象2：被用者保険に加入し、市町村民税非課税の方】 【対象3：被用者保険に加入し、被用者の住民票が他市にある方】 ・被保険者分のみ必要です。 【対象4：転入により課税状況が他市に登録されている方】 （申請日が4～6月の場合は前年度1月2日以降、7～3月の場合は当年度1月2日以降に転入された方） ・⑨を提出したが、課税状況が確認できなかった方のみ ・吹田国保加入者は加入者全員分が必要です（16歳未満の無収入者を除く）
☐	⑨情報連携同意書 ※申請者が被保険者の場合は不要	【対象：転入により課税状況が他市に登録されている方】 （申請日が4～6月の場合は前年度1月2日以降、7～3月の場合は当年度1月2日以降に転入された方） ・吹田市所定の様式を使用してください。 ・①の申請書に個人番号（マイナンバー）の記入が必須です。 ※情報連携でも課税状況の確認が出来なかった場合は、後日課税証明書の提出を求める場合があります。
☐	⑩他の世帯員の受給者証の写し	【対象：小児慢性特定疾病・指定難病の対象者が同じ医療保険にご加入の方】 ・現在申請中の場合は、その旨をお申し出ください。
☐	⑪収入額を証明する書類の写し （申請書裏面「5」に書類の例の記載あり）	【対象：市民税非課税で、障害年金や特別児童扶養手当等を受給されている方】 ・①の申請書同意欄で、階層区分Ⅲを了承した場合は不要です。
☐	⑫生活保護受給証明書 （生活福祉室で発行）	【対象：生活保護を受給されている方】 ・原本を提出してください。 申請書裏面の同意書「5」に記入が必要です。
☐	⑬中国在留邦人等支援給付の受給が確認できる書類の写し	【対象：中国在留邦人等支援給付を受けている方】